

浪江町多言語化促進業務プロポーザル募集要項

1 要項の目的

本要項は、浪江町が実施する多言語化促進業務の最も適した受託者を選定するために行うプロポーザルについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

浪江町多言語化促進業務

(2) 委託期間

契約の日から令和7年3月31日（月）まで

(3) 業務の目的

浪江町への福島国際研究教育機構（F-REI）の立地を受け、今後町内に海外から研究者や関係者が多く来町されることが予想されるため、受け入れ体制を整備することが重要である。

そこで、交流の拠点であり、外国人の来訪が多い道の駅なみえ（施設内の飲食店及び小売店を含む）に対して、施設内の案内表示、メニューの注文、商品の購入に資する多言語化及びピクトグラム表示による店頭表示の支援、接客コミュニケーション研修等を行い、多言語化を促進することを目的とする。

3 委託料の上限額

5, 654千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 プロポーザルの方法

公募型プロポーザルとする。

5 プロポーザルの趣旨

本プロポーザルは、本業務の実施にあたり必要とされる能力等を有する事業者を選定するために実施するものである。

よって、実際の提案資料については、そのまま採用するものではなく、別途町と詳細について協議したうえで内容を決定し遂行することとなることから、協議の過程において提案内容が変更となる場合もある。

6 応募資格

応募者となる者は以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 公告日から受託候補者決定までにおいて、浪江町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等(平成20年12月25日告示第68号)による指名停止を受けていない者であること。
- (3) 公告日から受託候補者決定までにおいて、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(会社更生法にあつては更生手続き開始の決定、民事再生法にあつては再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - イ 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、もしくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(5) 公告日から過去10年間において、本業務と同種・類似のものを履行した実績を複数件有すること。

7 プロポーザルの日程及び提出期限等

(1) スケジュール

項目	日付及び詳細
募集要項の公開	令和6年4月12日（金）から 町ホームページからダウンロードすること。
参加表明書の提出	令和6年4月26日（金）17時まで 必着 第1号様式を1部、事務局へ持参もしくは郵送にて提出すること。 郵送の場合は、配達日数等を考慮し、期限までに確実に到着するよう留意すること。
質問書の提出	令和6年4月26日（金）17時まで 必着 第2号様式により、事務局へ持参もしくは郵送にて提出すること。 郵送の場合は、配達日数等を考慮し、期限までに確実に到着するよう留意すること。 公平を期すため、電話等口頭による質問は一切受け付けない。
質問書への回答	令和6年5月2日（木）までに町ホームページへ掲載する。
申し込み及び企画提案書の提出	令和6年5月10日（金）17時まで 必着 事務局に持参もしくは郵送すること。 郵送の場合は、配達日数等を考慮し、期限までに確実に到着するよう留意すること。 【提出書類】 ①応募申込書（第3号様式） ②誓約書（第4号様式） ③同種・類似業務の受託実績（任意様式） ④企画提案書（企画提案書作成要領による） ⑤見積書 【提出部数】 正本1部、副本9部 提出する際は、①～⑤の書類をフラットファイルに綴じ込み、上記部数提出（正本のみ表紙、背表紙に会社名等を記入）すること。

一次審査結果の通知	令和6年5月23日（木）までにメールにて通知し、後日郵送する。
二次審査日程の通知	令和6年5月23日（木）までにメールにて通知し、後日郵送する。 ※一次審査上位3者にのみ通知し、実施するものとする。
二次審査の実施	令和6年5月31日（金）を予定。
二次審査結果の通知	令和6年6月3日（月）を予定。
契約締結	令和6年6月中旬を予定。

(2) 事務局（各種書類提出先）

浪江町 市街地整備課 F-REI 立地室

住所 〒979-1592 浪江町大字幾世橋字六反田7番地2

電話 0240-23-6927 FAX 0240-23-6928

8 同種・類似業務の受託実績

(1) 官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。代表的な事業は、最大3件までとする。

(2) 任意様式とするが、事業名、契約日、事業完了日、発注者名を記載し、業務及び成果品の内容が分かるような資料を提出すること。

9 企画提案書等の内容

応募者は、本業務の実施について「浪江町多言語化促進業務仕様及び企画提案書作成要領」及びそれに付随する資料により企画提案書を作成すること。

10 見積書の作成

(1) 可能な限り詳細な内訳で、かつ内訳は税抜きで記載し、消費税及び地方消費税額と税込金額を記載すること。

(2) 件名は、「浪江町多言語化促進業務プロポーザル」とすること。

(3) 宛先は、「浪江町長 吉田 栄光」とすること。

(4) 団体名、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。

11 審査に関する事項

(1) 受託候補者の審査方法

本事業に対する応募があった場合は、町が設置する審査委員会において書類審査（一次審査）を実施し、合計点数が審査委員の平均で6割以上かつ点数が高い上位者（3者程度）についてプレゼンテーション審査（二次審査）を行い、一次審査及び二次審査の合計点数が最も高い者を受託候補者とする。

ただし、事業者の合計点と同じ場合は、見積額が安価な事業者を上位とし、さらに見積額が同額の場合は、後日事業者同士による抽選を行い、その順位を決定する。また、応募者が1者だった場合は、獲得点数の合計が審査員配点合計の平均6割に満たないと受託候補者としない。

(2) 一次審査

応募のあった企画提案書について、11-（4）-アの審査基準及び配点に基づいて審査し、書類審査の結果、上位者（3者程度）を選定する。

(3) 二次審査

ア 企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料、模型等の配付は原則として認めない。

イ 発表に際しては、町にてプロジェクター及び接続コード（HDMIコード1本）を準備しているため、その他必要機器類を持参すること。

ウ 出席者は1事業者につき3名以内とする。

エ 1事業者の持ち時間は30分以内（説明20分以内、質疑応答10分以内）とする。

オ 実施会場及び日時については、別途通知する。

(4) 審査基準及び配点

ア 一次審査

審査項目	詳細	配点
業務内容 (配点75点)	施設の多言語化 提案された企画が理解しやすい多言語化表示となっているか。	20点

	<u>接客研修</u> 効果的な接客研修となる工夫がなされているか。	20点
	<u>事業提案</u> 浪江町の特性を踏まえた提案となっているか。	20点
	目的の達成につながる効果的な独自提案がなされているか。	15点
業務遂行能力 (配点20点)	企画提案どおり業務を遂行するための体制が整っているか。	15点
	過去の類似業務の実績を踏まえた業務遂行能力が認められるか。	5点
業務に要する経費 (配点5点)	企画提案内容に見合った適切な見積金額となっているか。	5点
合計		100点

※各審査委員の点数の平均値とする。

イ 二次審査

審査項目	詳細	配点
説明の明確さ (配点20点)	説明内容が企画提案書の内容をよく補完していたか。	10点
	説明はわかりやすい表現となっていたか。	10点
取組姿勢と対応力 (配点20点)	取組意欲が強く感じられたか。	10点
	質問に対する応答が明快かつ迅速であったか。	10点
合計		40点

※各審査委員の点数の平均値とする。

(5) 受託候補者の選定

一次審査及び二次審査の総合評価により審査し、最も優れていると判断された事業提案者を受託候補者として選定する。

(6) 審査結果

ア 審査結果は、応募者に対して書面で通知する。

イ 受託候補者及び審査結果は町ホームページにて公表する。

なお、公表の際は、受託候補者以外の応募者の団体名等は非公表とする。

ウ 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

12 失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格として審査を実施しない。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に不備があると判断した場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 公平な審査を阻害する行為があった場合。
- (5) 本業務の履行が困難であると認められる状況に至った場合。
- (6) 上記各号に該当するほか、プロポーザルの中で著しく信義に反する等の行為があり、審査委員会により失格であると認められた場合。

13 契約に関する事項

町は、受託候補者として決定した者と詳細な協議の上、所定の手続きにより委託契約を締結する。この場合において、提案内容の変更も詳細の協議に含まれる。

また、受託候補者との協議が不調に終わり、契約締結に至らなかった場合には、次点者を候補者とみなす。

14 その他留意事項

- (1) 提案に必要な費用は、各応募者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書及び関係書類については返却しない。
- (3) 委託料には、企画立案、現地調査に要する経費及び消耗品等、納入までの一切の経費を含む。
- (4) 応募書類に係る著作権その他の知的財産権（以下、「著作権等」という。）は、応募者に帰属する。ただし、契約締結に至った場合における成果品等に

係る著作権等については、町に帰属することとする。

- (5) 応募者は、提案内容について、第三者の著作権等を侵害していないことを保証すること。
- (6) 提案内容について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた場合、応募者は自己の費用及び責任において解決するものとし、かつ、町に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。
- (7) 参加申し込み後、企画提案を辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）にプロポーザル名称、法人等名称、代表者名、提出日記入の上、提案を辞退する旨を明記して、令和6年5月10日（金）17時までに受付窓口へ持参または郵送すること。併せて電話で浪江町市街地整備課 F-REI 立地室に連絡を入れること。